

議案第84号

加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定に
ついて

加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年11月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(審議資料)

子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担額が平成 27 年度から改定され、保育所保育料及び幼稚園保育料の見直しが必要になる。この料金改定に合わせ、就学前児童の教育と保育にかかる利用者負担額を一本化した条例を制定するもの。 **【後掲の資料 2 参照】**

議案第84号 加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

【保育料】

- ・国が定める保育料を限度として保育料を規則で定めます。
- ・保育所保育料も幼稚園保育料も同じ条例・規則で定めます。
- ・国が定める基準額の7割程度に料金を設定します。
- ・4歳、5歳における保育所と幼稚園の保育料が等価となるよう負担格差を解消します。

【多子世帯軽減】

- ・第2子、3子の軽減制度は継続します。

【公私立同一料金】

- ・公立、私立を問わず市内の幼稚園保育料は、同額になります。
- ・公立、私立を問わず市内の保育所保育料は、同額になります。
- ・各園で徴収する給食費、バス代等の実費金額は、個別に設定されます。

現行の保育所保育料

階層	区分	3歳未満児(円)	3歳以上児(円)
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	8,300	5,500
C1	市民税均等割のみの世帯	15,800	12,600
C2	市民税所得割のある世帯	18,600	15,200
D1	所得税課税額	5,600 円未満	22,900
D2		12,500 円未満	25,100
D3		25,000 円未満	27,300
D4		40,000 円未満	29,600
D5		70,800 円未満	34,100
D6		103,000 円未満	38,600
D7		233,000 円未満	43,500
D8		312,000 円未満	51,000
D9		413,000 円未満	54,300
D10		573,000 円未満	64,300
D11		734,000 円未満	68,800
D12		734,000 円以上	73,300

B,C1,C2 の階層で母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯

階層	区分	3歳未満児(円)	3歳以上児(円)
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	市民税均等割のみの世帯	14,800	11,600
C2	市民税所得割のある世帯	17,600	14,200

改正後の保育所保育料

階層	区分		3歳未満児(円)	3歳児(円)	4歳以上児(円)
①	生活保護法による被保護世帯		0		0
②	市民税非課税世帯		8,200 (7,200)		5,400 (4,400)
③	市民税均等割のみの世帯		15,800 (14,800)		12,600 (11,600)
④	市民税所得割 のある世帯 所得割課税額	48,600円未満	18,600 (17,600)		15,200 (14,200)
⑤		59,000円未満	22,800 (21,800)	20,200 (19,200)	20,000 (19,000)
⑥		79,000円未満	27,200 (26,200)	24,000 (23,000)	
⑦		97,000円未満	29,600 (28,600)	25,800 (24,800)	
⑧		125,000円未満	34,000 (33,000)	27,000 (26,000)	
⑨		169,000円未満	38,600 (37,600)	29,000 (28,000)	
⑩		301,000円未満	43,400 (42,400)	31,400 (30,400)	
⑪		397,000円未満	64,200 (63,200)	34,600 (33,600)	
⑫		397,000円以上	73,200 (72,200)	41,400 (40,400)	

②、③、④の階層で、母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯

階層	区分		3歳未満児(円)	3歳児(円)	4歳以上児(円)
②	市民税非課税世帯		0		0
③	市民税均等割のみの世帯		14,800 (13,800)		11,600 (10,600)
④	市民税所得割 のある世帯 所得割課税額	48,600円未満	17,600 (16,600)		14,200 (13,200)

() 内は短時間保育料